

## 全国商工会議所

# 『業務災害補償プラン』のご案内

うつ病による自殺、過労死などによる

**新しい労災リスクの増加**

1億円を超える事例も発生

**高額な賠償事例が続出**

平成18年 労働安全衛生法改正

**企業の安全配慮義務の厳格化**

短期間労働者、パート、アルバイト、派遣社員

**非正規雇用労働者の増加**

今や、  
新しい労災リスク  
への対策は、  
経営者の  
重要な責任です！

**企業防衛の決定版！ ▶ 15,000件を超える加入をいただいています。**

大好評

新しい労災リスクから会員の皆様をお守りする

全国商工会議所の『業務災害補償プラン』

### 業務災害補償プランの特徴

- 全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な掛金  
一般加入と比べ約半額の掛金水準
- 労災賠償に備える「使用者賠償責任保険」を標準セット
- 政府労災保険の給付を待たずに保険金のお支払いが可能  
政府労災保険への加入が必要です。(使用者賠償責任保険は給付決定後の支払いになります)
- 契約は無記名式。短期労働者やパート・アルバイトも包括補償
- 掛金は売上高と業種で算出 掛金は全額損金参入可能

お問い合わせ先

各地商工会議所<sup>(\*)</sup>

お見積り、ご加入手続きは引受保険会社にお問合せください。

引受保険会社(制度参入順)

東京海上日動火災保険株式会社<sup>(\*)3</sup> 株式会社損害保険ジャパン<sup>(\*)3</sup>  
三井住友海上火災保険株式会社<sup>(\*)2</sup> 日本興亜損害保険株式会社<sup>(\*)2</sup>  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社<sup>(\*)3</sup>

制度運営

日本商工会議所

●<sup>(\*)1</sup> 募集覚書締結商工会議所になります。

● 保険期間は、毎年4月1日<sup>(\*)2</sup>および10月1日<sup>(\*)3</sup>から1年間。中途加入は毎月受付しています。加入月の翌月1日から補償開始されます。

● 本内容は業務災害補償プランの概要を示したものです。実際の加入および詳細は引受保険会社の約款、パンフレット等に従います。

※本広告は、日本商工会議所が有限会社石垣サービスの協力のもと制作したものです。